

# RPA実装のための特別交付税措置の概要

RPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）の実装を横展開するため、国庫補助事業（革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業）と連携して、地方単独事業として実施するRPAの実装に要する経費について、特別交付税措置を講じる。

◆ **対象経費：地方公共団体（都道府県、市町村）がRPAを導入するための経費**

- これまで革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（RPA導入補助事業（国庫））において採択した事業の横展開事業に限定。（=RPA導入補助事業（国庫）で採択実績のある分野へのRPA導入に限る。）
- 主な対象経費は、ソフトウェア費用、ライセンス費用、導入設定作業費用（シナリオ作成費用等）、保守・サポート費用、研修費用、業務分析費用、運用指針等作成費用、入力データ作成ツール導入費用（OCR等）、サーバ設置費用（サーバ型RPA導入等必要な場合）、ネットワーク費用、回線使用料等

◆ **特別交付税措置内容：措置率0.3 ※財政力補正あり（予定）**

◆ **スケジュール（想定）：**

- 7月1日に地方公共団体への募集開始（9月6日〆切）
- 10月上旬にRPA導入補助事業評価会による事業確認（11月上旬に地方公共団体へ結果通知）

令和元年RPA導入補助事業（国庫補助事業）採択分野

① 住民基本台帳	⑧ 収滞納管理	⑮ 生活保護	⑳ 財務会計
② 印鑑登録	⑨ 国民健康保険	⑰ 乳幼児医療	㉑ 庶務事務
③ 選挙人名簿管理	⑩ 国民年金	⑱ ひとり親医療	㉒ 人事給与
④ 固定資産税	⑪ 障害者福祉	⑲ 健康管理	㉓ 文書管理
⑤ 個人住民税	⑫ 後期高齢者医療	㉔ 就学	㉔ その他
⑥ 法人住民税	⑬ 介護保険	㉕ 児童扶養手当	
⑦ 軽自動車税	⑭ 児童手当	㉖ 住登外管理	

